

## (お知らせ) 在外選挙人名簿 登録申請方法の拡大について

これまで、在外選挙人名簿の登録申請は、海外の居住先の管轄の在外公館（大使館、総領事館等）でしか行うことができませんでした。

しかし、平成28年12月に行われた公職選挙法の改正により、平成30年6月1日から、最終住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されている方は、国外転出時に、その市区町村の選挙管理委員会に対し、在外選挙人名簿への登録の移転の申請（以下「出国時申請制度」と表記します。）が行うことが可能となりました。

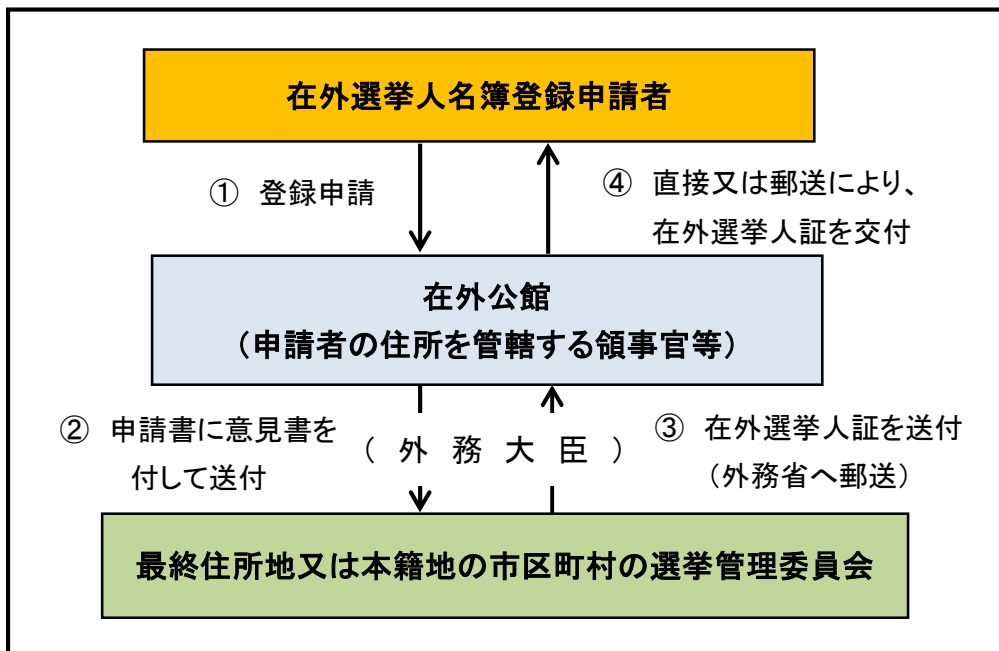
出国時申請制度の新設により、在外選挙人名簿の申請手続が簡素化され、海外に転出される方が、在外選挙制度を利用しやすくなることが期待されます。

◎これまでの在外選挙人名簿への登録申請方法・・・在外公館での申請のみ

### <在外公館での申請の対象者>

申請時において、当該領事官の管轄区域に3か月以上住所を有している方。申請時において、当該領事官の管轄区域に3か月以上住所を有していない方は、領事官において一旦申請書を預かり、住所を有してから3か月を経過する日に、市区町村の選挙管理委員会に申請書を送付します。

### <在外公館での申請のイメージ図>



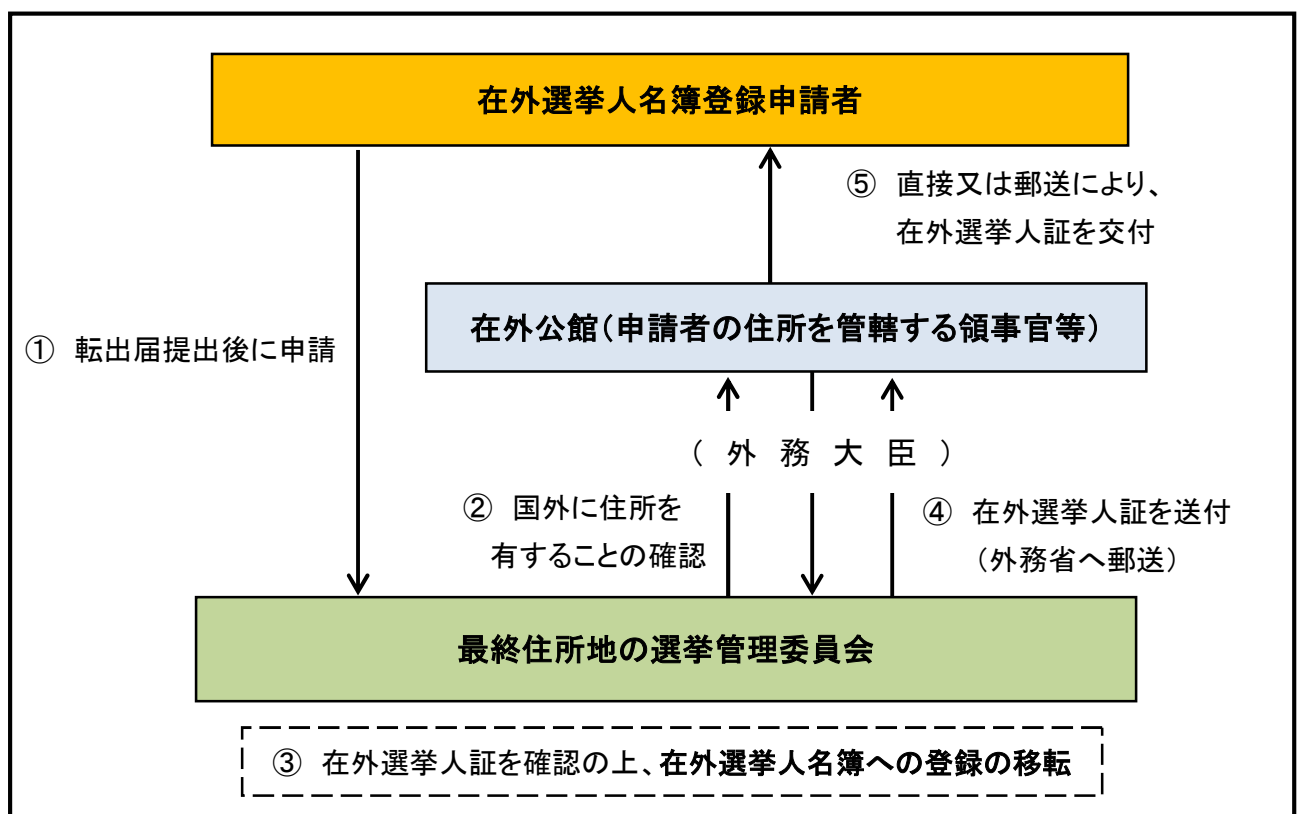
◎これからの在外選挙人名簿への登録申請方法

⇒在外公館での申請に加え、出国時申請が可能になります。

<出国時申請の対象者>

国外に転出をする旨の届出がされた者のうち、当該転出届がされた市区町村の選挙人名簿に登録されているもの（当該市区町村の選挙人名簿に登録されていない者で、転出の予定年月日までに、当該市区町村の選挙人名簿に登録される資格を有することとなるものを含みます。）。出国時申請者が、海外に住所を有していることを確認できしだい、転出元の市区町村の選挙人名簿から、在外選挙人名簿に登録を移します。

<出国時申請のイメージ>



【補足】

- ・登録申請者を在外選挙人名簿に登載することを、在外公館で申請された場合は「在外選挙人名簿への登録」といいますが、出国時申請で申請された場合は「在外選挙人名簿への登録の移転」といいます。表記に違いはありますが、いずれも、在外選挙人名簿に登録されていることに変わりはありません。
- ・出国時申請が新設されますが、在外公館での申請もこれまでどおり存続します。出国時申請をされなかった場合は、国外転出後に、在外公館で申請をしていただくこととなります。